

記入例

(社員である被保険者の娘さん(被扶養者)が、右足を骨折し治療用補装具を作成された場合)

注)1、2のいずれかを選択
▶被保険者(本人)が対象の場合→1
▶被扶養者(家族)が対象の場合→2

注)以下より、ご自身の記号・番号・資格取得年月日を確認できます
・資格情報のお知らせ
・マイナポータル

注)発病又は負傷年月日が不明の場合
→「～頃」という記入でも可

注)以下記入例を参照のこと
▶転倒の場合
→具体的な状況を記入
【記入例】
・歩行中、縁石に躓いたため
・駅の階段で足を踏み外し転倒
▶学校管理下の場合(高校生以下で、且つ部活動・課外活動等「学校の管理下」に起因する場合)
→その状況を記入
【記入例】
・体育の授業のマラソンで、躓いて転倒したため
・野球部の部活動中、打球で突き指したため
▶原因不明の場合
→「不明」と記入

注)以下記入例を参照のこと
▶診療時に保険証が提示できなかった場合
→緊急でやむを得なかった理由を記入
▶治療用装具作成の場合
→「xx 装具作成の為」と記入
(xx = 上肢、下肢、体幹、靴型、足底 等)
▶治療用眼鏡等作成の場合
→「治療用xxxx 作成の為」と記入
(xxxx = 眼鏡、コンタクトレンズ)
▶弾性着衣等 購入の場合
→「弾性xxxxxx 購入の為」と記入
(xxxxxx = ストッキング、スリーブ、グローブ、等)

注)申請対象者が被扶養者(2)の場合
→被扶養者(家族)情報も記入

注)該当する振込方法を以下から選択
▶在籍社員の場合
→上段に☑
▶任継・特例の場合
→中段に☑
▶まもなく会社を退職の場合
→下段に☑

この記入例は、「紙媒体」にて申請される場合の説明となっています。
健保マイページからですと、スムーズに電子申請ができます。健保マイページの「申請書」をご確認ください。
1. 提出先: 健保
2. 記入間違いの際は、二重線を引き訂正印を捺印の上、修正してください。

1.被保険者		療 養 費 支 給 申 請 書	
2.家 族		家族療養費付加金	
被保険者等 記号・番号	記号 117 番号 111111	① 治療用装具/治療用眼鏡/弾性着衣等を作成・購入された場合	
資格取得 年 月 日	1:昭和 2:平成 30年 12月 1日 3:令和	医師の装具等 装着指示日	令和 7年 11月 30日
資格喪失 年 月 日	令和 年 月 日	領収書の 発行日	令和 7年 12月 11日
発 病 又 は 負 傷 年 月 日	令和 7年 11月 11日	領収書の 金額	45,600 円
傷 病 名	右足関節外果骨折	② 全額自費で支払った/ 誤って他の健康保険で受診した場合	
傷 病 原 因	大学のバレーボールサークル活動中のけが	診療期間	自:令和 年 月 日 日間 至:令和 年 月 日
療 養 の 給 付 を受けられ なかった理由	短下肢装具作成のため	領収書の 金額	円
労働災害、あるいは通勤 災害によるものですか	1:該 当 2:非該当	←該当する場合、健保から詳細確認の連絡をさせていただきます	
第三者行為(交通事故 やケンカ等)によるもの ですか	1:該 当 2:非該当	←該当する場合、別途、第三者行為による傷病届のご提出が必要です。	
①、②の 申請対象者	1:被保険者 2:被扶養者	←被扶養者(家族)の場合、以下欄の氏名・生年月日等をご記入ください	
被扶養者の氏名 生年月日・続柄	氏 名 豊洲 桃子 生年月日 令和 17年 12月 31日 19歳 続 柄 長女		
上記のとおり申請します。また、私は、BIPROGY健康保険組合がこの給付決定の調査として、私の受けた保険給付、医療行為等に係る情報に関し、医療機関、事業所等に照会することに同意します。			
BIPROGY健康保険組合 御中		令和 8年 5月 20日	
☒ 本請求に基づく給付金に関する受領を事業主に委任します。 ☐ 本請求に基づく給付金は、健保組合に届け出ている登録口座への振込を希望します。 ☐ 本請求に基づく給付金は、以下振込希望口座への振込を希望します。		注)健保へ提出する日を記入 ←(社 員 の 場 合) ←(任意継続・特例退職の場合) ←(まもなく退職する社員の場合)	
被保険者 〒 777-7777 住 所 東京都新宿区新宿9-9-9 氏 名 豊洲 太郎 電 話 090-3333-4444 メールアドレス XXXX-AAAA@gmail.com			
振込希望口座 銀行 支店 普通 当座 NO.			
確認欄 ☐		紙で申請される場合、自署されますと捺印を省略できます。その際、この届出は被保険者が作成したものであることの証明のため、左の確認欄へチェックを入れてください。	

注)〒、被保険者の住所、氏名、電話番号、を記入、捺印も忘れずに。(シャチハタ可)自署の場合、押印は不要。なお、確認欄へ☑必要。

注)まもなく退職される社員のみ、口座情報を記入が必要

注)・自署したの確認欄にチェックがなく、かつ捺印がない場合は不備となるため返却させていただきます。
・被保険者確認のもと、他の方が代理で作成された場合は、捺印が必要です(☑は不要)。